

入札説明書

「信州大学（松本）理学部生物学科校舎改修その他工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年8月29日

2 国立大学法人信州大学

契約担当役

理事 安彦 広斎

3 工事概要等

- (1) 工事名 信州大学（松本）理学部生物学科校舎改修その他工事
- (2) 工事場所 長野県松本市旭3-1-1 信州大学松本キャンパス構内
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和8年3月31日(火)まで。ただし、財政法の定めによる承認を得た場合は、延長することができる。
- (5) 本工事は競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を国立大学法人信州大学契約担当役理事に対し、下記8（1）①に掲げる日までに信州大学環境施設部環境企画課へ提出して行うものとする。
- (6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。
- (7) 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事（発注者指定方式）である。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人信州大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和7年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級が、B等級又はA等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 下記6（3）に掲げる総合評価の評価項目に示す企業の施工能力の「同種工事の施工実績」及び「工事成績」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成22年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、教育文化施設、行政施設又は福祉施設で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の延べ面積1,500m²以上の新築又は全面改修工事（部分改修は施工実績の対象外）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
- (6) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・ 一級建築士
・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
② 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、上記（5）に掲げる工事の経験の有無は問わない。ただし、工事の経験は総合評価の対象とする。

③配置予定の主任技術者、監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 工事成績相互利用登録発注機関が発注した建築一式工事のうち、令和5年度以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の認定点合計の各年度（過去2年度）の平均が2年連続65点未満でないこと。
- (9) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者ではないこと。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争加入者心得第15第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
(ロ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他

その他①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (11) 関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）甲信越地方（長野県、山梨県及び新潟県）北陸地方（富山県、石川県、福井県）東海地方（愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県）に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。

- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。

② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。

- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。

- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。

- (二) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。

- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

- (1) 上記4(9)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・株式会社アーキティック
- (2) 上記4(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。

6 総合評価に関する事項

- (1) 落札者の決定方法
- ① 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 総合評価の方法
- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、下記(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を「加算点」として付与するものとする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目及び評価基準等

評価項目は以下のとおりとする。

評価項目		評価基準	評価点数	
			配点	満点
① 企 業 の 技 術 力	企業の施工能力	同種工事の施工実績	国、特殊法人等（注1）及び地方公共団体が発注する工事の実績あり。 その他の工事の実績あり。 実績なし。	3点 1点 欠格
		工事成績	当該工事種別の令和5年度以降に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績 84点以上 81点以上84点未満 78点以上81点未満 75点以上78点未満 72点以上75点未満 72点未満（含実績無し） ※各年度（過去2年度）の平均点が2年連続で65点未満 文部科学省、所管独立法人及び国立大学法人等に対し、過去2年以内に完成・引渡しを行った工事目的物で引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合	5点 4点 3点 2点 1点 0点 欠格 欠格
			国、特殊法人等（注1）及び地方公共団体が発注する工事において主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。 上記以外で主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり。 主任（監理）技術者又は現場代理人以外での施工経験あり。 経験なし。	2点 1点 0.5点 0点
			同種工事の施工経験として挙げた工事について完成した主任（監理）技術者又は現場代理人としての工事成績。令和3年度（過去4年度）以降に完成した工事に限る ※工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績 83点以上 82点以上83点未満 81点以上82点未満 80点以上81点未満 79点以上80点未満 78点以上79点未満 77点以上78点未満 76点以上77点未満 75点以上76点未満 72点以上75点未満 72点未満（含実績無し） ※6.5点未満	5点 4.5点 4点 3.5点 3点 2.5点 2点 1.5点 1点 0.5点 0点 欠格
			建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書 (令和6年8月29日以降に単位取得が証明されたもの) 当該団体の推奨単位以上を習得している証明あり。 証明なし。	1点 0点
				1点

②企 業 の 信 頼 性 ・ 社 会 性	法令遵守 (コンプライアンス)	事故及び不誠 実な行為	令和7年3月8日以降に、全国又は関東・甲信越地区において、文部科学省から受けた指名停止措置期間及び長野県内において営業停止を受けた期間が満了しているものあり。	-2点	0点
			令和7年3月8日以降に、全国又は関東・甲信越地区において、文部科学省から受けた指名停止措置期間及び長野県内において営業停止を受けた期間が満了しているものなし。	0点	
		全社的な対応 状況	法令遵守に対する体制や規定が整備されている。	1点	1点
	地域精通度	地理的条件 (緊急時の施工体制)	法令遵守に対する体制や規定の整備されていない。	0点	
			中信地方(注2)に技術者・資機材等の拠点あり。	2点	2点
			中信地方に技術者・資機材等の拠点なし。	0点	
	ワーク・ラ イフ・バラン ス等の推進	ワーク・ライ フ・バランス等の取組に関する認定状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業(※労働時間等の働き方に係る基準を満たす者に限る)・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る) ※外国法人については、内閣府によるワーク・ワイフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。	1点 (いざ れかが 該当)	1点
			次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)		
			青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定)		
			上記のいずれも該当しない。	0点	
	合 計				20点

注1) 「特殊法人等」には国が資本金の1/2以上を出資する法人を含む。

注2) 上記地域精通度の地方については別表2参照のこと。

7 担当部局

〒390-8621 長野県松本市旭3丁目1番1号

国立大学法人信州大学環境施設部環境企画課

電話：0263-37-2149

8 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記4(2)に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間：令和7年8月29日(金)から令和7年9月8日(月)からまでの土曜日、日曜日を除く毎日の8時30分から17時00分まで(ただし、最終日は15時00分まで)。

② 提出先：上記7に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により行うものとする。

提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全ページ数表示すること。(頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇)

電子入札における申請書の受付表は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

(2) 申請書は、紙により申請書を提出する場合については、別紙様式1及び別紙様式2により作成し、

押印すること。

- (3) 資料は、次に掲げるところに従い、別紙1から別紙5により作成すること。

なお、①同種工事の施工実績、③配置予定の技術者の同種工事の施工経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績（別紙1）

上記4（5）に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績並びに上記6（3）表中「同種工事の施工実績」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工実績は同一の実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

② 工事成績（別紙2）

工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく、建築一式工事における令和5年度以降に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、令和5年度以降に完成し、工事成績を受けた全ての建築一式工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記ii）の工事の品質に関わる問題に關し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

i) 上記6（3）表中「工事成績」において、2年連続で各年度（過去2年度）の平均点が6.5点未満である場合。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合。

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和3年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア）～エ）に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合。

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。

ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。

なお、上記6（3）表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表1に記載する法人である。

③ 配置予定の技術者（別紙3）

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4（6）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等並びに上記6（3）表中「同種工事の施工経験」に掲げる内容を判断できる、同種工事の経験は同一の技術者の経験を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記6（3）表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする。（ii）及び（iii）を含む。）

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措

置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に竣工登録されている場合は、C O R I N Sの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、上記6（3）表中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に第2条第1項により規定する法人をいう。

ii) 工事成績

配置予定技術者の同種工事の施工経験として挙げた、工事成績相互利用登録発注機関が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事のうち、令和3年度以降に完成した工事成績を記載すること。（主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したもののみ評価する。）併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

工事成績評定通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

iii) 継続教育（CPD）の取組状況

配置予定技術者が建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が実施するCPD制度に参加し令和6年8月29日以降に単位を取得した有無について記載し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

④ 事故及び不誠実な行為（別紙4）

全国又は関東・甲信越地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び長野県を区域に含む営業停止を受けたもので、申請書及び資料の提出期限の日を基準として、指名停止措置の期間終了後6ヶ月以内（令和7年3月8日以降に終了）のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑤ 法令遵守に対する全社的な対応状況（別紙4）

法令遵守に対する全社的な体制や規定の整備の有無について記載し、有の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

⑥ 地域精通度（別紙5）

中信地方に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

⑦ ワーク・ライフ・バランス等の推進（別紙5）

該当するものに○印を記入し、「有」の場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

上記の認定が取消となった場合には速やかに本学に届け出ること。

（4）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和7年9月16日（火）までに、電子入札システム（紙により申請した場合は書面）により通知する。

（5）その他

- ① 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料の提出書類は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。容量は合計で10MB以内に納めること、最大3ファイル以内に納めること、圧縮することにより容量以内に収まる場合はLZH形式又はZIP形式により圧縮して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを令和7年9月8日（月）15時00分までに必着で郵送（書留郵便等の配達の記録が残る方法を利用するものとする。）又は持参すること。郵送又は持参で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類（書式は自由）のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・郵送又は持参とする旨
- ・郵送又は持参する書類の目録
- ・郵送又は持参する書類の頁数
- ・発送又は持参年月日

なお、郵送又は持参する場合は、別紙様式2に押印すること。

- ⑥ 申請書及び資料に対する問い合わせ先は上記7に同じ。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：令和7年9月24日(水)17時00分
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着）することにより提出するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和7年10月1日(水)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

10 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期限：令和7年8月29日(金)から令和7年9月16日(火)までの土曜日、日曜日び祝日を除く毎日の8時30分から17時00分まで（ただし、最終日は9時00分まで。）。
 - ② 提出先：現場説明書の質疑回答に同じ。
 - ③ 提出方法：メール(Wordデータ)により行うものとする。なお、メールによる提出が困難な場合は、書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- (2) 質問内容及び回答内容は次のとおりホームページにより閲覧に供する。

URL : https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/organization/headquarters/facilities_section/
期間：令和7年9月22日(月)～令和7年10月3日(金)

11 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時：令和7年9月24日(水)から令和7年10月3日(金)までの土曜日、日曜日を除く9時00分から17時00分まで（ただし、最終日は15時00分まで。）。
- (2) 入札場所：〒390-8621 長野県松本市旭3丁目1番1号
国立大学法人信州大学環境施設部環境企画課（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和7年10月6日(月)11時00分
- (4) 開札場所：国立大学法人信州大学本部管理棟環境施設部会議室（4階）（電子入札システム）
- (5) その他：紙入札による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、契約担当役の承諾を得て紙入札を行う場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参することとし、電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、入札参加者の見積る入札金額（税込み）の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保と

しての利付国債の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以下同じ）を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類（以下「書類」という。）を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額（税込み）に満たない者若しくは保証金額が入札金額（税込み）の100分の5に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- ①提出期間：令和7年8月29日（金）～令和7年10月3日（金）の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から15時00分まで。
- ②提出場所：上記7に同じ。
- ③提出方法：書類の提出は、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。
- ④保証期間：令和7年11月6日（木）まで。
- ⑤入札保証金の納付等又は書類が、次の表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。

1. 未納付であると認められる場合（未納付であると同視できる場合を含む。）	(1)入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合 (2)他の工事の入札保証金である場合 (3)入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1)入札保証金の記載が全くない場合 (2)押印が欠けている場合 (3)様式を満たしていない場合 (4)白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合 (2)入札案件名に誤りがある場合 (3)納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合	

⑥その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

- (2) 契約保証金 納付。（有価証券等の提供又は銀行、本学契約担当役が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年 法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

また、契約担当役は、必要があると認めた場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保としての国債（以下「入札保証金等」という。）を契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての国債（以下「契約保証金等」という。）の全部又は一部に振り替えるものとする。この場合、落札者に納付させる契約保証金等の金額は、契約保証金等の額から入札保証金等の額を控除した金額とする。

14 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載すること。なお、ファイル容量は10MB以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮して送付することを認める。ファイル容量が大きく10MB以内に収まらない場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。
- (3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出した工事費内訳書について契約担当役（補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、提出された工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、別冊競争参加者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事

費内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
	(1)	発注者名に誤りがある場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 契約担当役の承諾を得て紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして令和7年10月3日(金)15時00分までに持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により上記7に提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に關係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において上記4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

17 落札者の決定方法

- (1) 契約事務取扱規程第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち最高の評価値の者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて入札した他の者のうち最高の評価値の者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が契約事務取扱規程第27条第2項に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同規程第27条第3項の調査（低入札価格調査）を行うもの

とする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

18 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

19 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の要否等

別紙契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

請負代金（前払金及び中間前払金を含む。）は、受注者からの適法な支払請求書に基づき3回以内に支払うものとする。

22 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約をするものとする。

23 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に、契約担当役に対して非落札理由について説明を求めることができる。
① 提出先：上記7に同じ。
② 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。
- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により回答する。

24 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記9（2）又は23（2）の回答を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を含まない。）以内に書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。
提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先 上記7に同じ。

25 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

26 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (6) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (7) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (8) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (9) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ①システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：050-5546-8368
 - ②ICカードの不具合等発生の問合せ先
取得しているICカードの認証機関
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

1 国立大学法人信州大学契約事務取扱規程第27条第2項に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、同規程第27条第3項の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 統一基準における直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 統一基準における共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 統一基準における現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 統一基準における一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、契約事務取扱規程第27条の規定に基づき調査を実施する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

工事成績相互利用登録機関（令和6年2月29日現在）

■中央官庁営繕担当課長連絡調整会議構成員

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室(会計担当) 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宫警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警察庁及び各都道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、出入国在留管理庁(旧入国管理局を含む。)、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課(～H27.9.30) 農林水産省大臣官房予算課(H27.10.1～)
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局(営繕部及び営繕事務所)及び北海道開発局営繕部 航空局空港技術課(旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。)、地方航空局空港部建築室(旧土木建築課を含む。)及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官(旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。)
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部(局)(環境省から施行委任したものに限る)
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局(旧防衛施設局を含む。)及び帯広、東海、熊本各防衛支局(旧防衛施設支局を含む。) 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

別表1
「所管独立行政法人及び国立大学法人等」について

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	独立行政法人教員研修センター
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
特殊法人日本私立学校振興・共済事業団	公立学校共済組合
放送大学学園	文部科学省共済組合

※上記は、現行の法人ですが、統合等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表 2

地方名	該当市町村
北信地方	栄村、野沢温泉村、木島平村、飯山市、山ノ内町、中野市、長野市、須坂市、高山村、小布施町、信濃町、飯綱町、小川村、千曲市、坂城町
東信地方	上田市、青木村、東御市、長和町、軽井沢町、立科町、御代田町、小諸市、佐久市、佐久穂町、小海町、南相木村、北相木村、川上村、南牧村
中信地方	木曽町、上松町、南木曽町、大桑村、王滝村、木祖村、塩尻市、松本市、安曇野市、筑北村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、池田町、松川村、大町市、白馬村、小山村
南信地方	諏訪市、茅野市、原村、富士見町、岡谷市、下諏訪町、辰野町、伊那市、南箕輪村、宮田村、箕輪町、駒ヶ根市、飯島町、中川村、飯田市、高森町、下條村、喬木村、豊丘村、阿智村、泰阜村、松川町、阿南町、天龍村、壳木村、平谷村、根羽村、大鹿村

信州大学（松本）理学部生物学科校舎改修その他工事

技 術 資 料

○○○○株式会社

(＊紙入札参加者は社印の押印をお願いします。)

紙入札方式参加承諾願

1. 工事名 信州大学（松本）理学部生物学科校舎改修その他工事

2. 電子入札システムでの参加ができない理由【必須】

（例）上記工事は電子入札対象案件であります、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、今回は紙入札方式での参加を希望いたします。

国立大学法人信州大学
契約担当役 安彦 広斎 殿

令和 年 月 日

住 所
法 人 名 等
代 表 者 氏 名

印

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国立大学法人信州大学
契約担当役 安彦 広斎 殿

住 所
法人名等
代表者氏名
担当者氏名
電話番号
FAX番号

印

(電子入札方式による場合は押印不要)

令和7年8月29日付けで公告のありました「信州大学（松本）理学部生物学科校舎改修その他工事」に係る競争参加資格について、競争参加資格を確認されたく、下記の書類を添付し申請します。

なお、国立大学法人信州大学契約事務取扱規程第5条及び第6条の規定に該当しない者であること、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書記8（3）①から⑧に定める内容を記載した書面（別紙1～別紙6）

2. 上記を証明する契約書、施工図面、資格者証等の写し

企業の施工能力（同種工事の施工実績）
【信州大学（松本）理学部生物学科校舎改修その他工事】
 会社名：

同種工事の 判断基準		平成22年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、教育文化施設、行政施設又は福祉施設で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の延べ面積1,500m ² 以上の新築又は全面改修工事（部分改修は施工実績の対象外）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。	
工 事 名 称 等	工事名称		
	発注者名		
	施工場所	(都道府県名・市町村名)	
	契約金額	(円単位・税込み)	
	工 期	平成 年 月	～ 平成 年 月
	受注形態等	单 体 / 共同企業体 (出資比率 %)	
工 事 概 要	建物用途		
	構造・階数		
	建物規模	(m ²)	
	工事内容		
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) • 無	

注 同種工事の施工経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。また、併せて工事の施工実績として記載した工事に係る契約書（財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し）及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

工事成績
【信州大学（松本）理学部生物医学科校舎改修その他工事】

会社名：

i) 工事成績の平均点

以下の様式に従い、建築一式工事の工事成績について、工事成績評定の完成日を基準として、年度毎に過去2年度の平均点を算出する。

発注機関 工事成績相互利用登録発注機関	令和5年度	令和6年度
A：各年度の工事件数	A ₁ =	A ₂ =
B：各年度の工事成績の合計点数	B ₁ =	B ₂ =
X：各年度の平均点 X=B/A	X ₁ =	X ₂ =
Y：過去2年間の平均点 Y=(B ₁ +B ₂)/(A ₁ +A ₂)	Y=	

注1 実績がない場合はその旨を記入の上、提出すること。

注2 各年度の平均点の算出にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入する。

注3 工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理して添付すること。

ii) 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和3年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有・無

○事例

工事名			
完成年月日	引渡年月日	令和 年 月 日	
具体的な内容（発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等）			

注1 「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

- ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合
- イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合
- ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合
- エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

注2 「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、入札説明書の別表1に記載する機関をいう。

配置予定技術者の能力（同種工事の施工実績）
【信州大学（松本）理学部生物医学科校舎改修その他工事】

会社名：

氏 名	監理技術者 ○○○○	
法令による資格・免許	監理技術者（取得年及び登録番号） 1級建築施工管理技士（取得年及び登録番号）	
同種工事の判断基準	平成22年度以降に、元請けとして完成、引渡しが完了した、教育文化施設、行政施設又は福祉施設で、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の延べ面積1,500m ² 以上の新築又は全面改修工事（部分改修は施工実績の対象外）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。	
工事経験の概要	工事名称	
	発注者名	
	施工場所	(都道府県・市町村名)
	契約金額	(円単位・税込み)
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	受注形態等	単体 / 共同企業体 (出資比率 %)
	従事役職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他
	建物用途	
	構造・階数	
	建物規模等	(m ²)
	工事内容	
	工事成績	(点)
CORINSへの登録	有 (CORINS登録番号) • 無	
継続教育(CPD)の証明	有 • 無	
申請時における他工事の従事状況等	工事名	○○工事
	発注機関名	
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	従事役職	現場代理人・監理技術者・主任技術者 等
	本工事と重複する場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため本工事に従事可能。

注1 法令による資格・免許については、それを有することが確認できる免許等の写しを添付すること。

注2 配置予定技術者の同種工事の経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成・引渡しが完了しているものに限り記載すること。

また、併せて工事の施工経験として記載した工事に係る契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料（財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写し）及び記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しを提出すること。

注3 工事成績については、同種の施工経験として挙げた工事で、配置予定技術者が主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した令和3年度以降に完成した工事成績を記載し、工事成績評定の通知書の写しを添付すること。なお、工事成績相互利用登録機関発注工事の実績がない場合はその旨を記入すること。

注4 申請時における他工事の従事状況は、vv 従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合技術者の配置予定等を記入すること。

注5 継続教育(CPD)については、建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が令和6年8月29日以降に証明した、年間推奨単位以上の単位取得が確認できる証明書の写しを提出すること。

事故及び不誠実な行為
【信州大学（松本）理学部生物学科校舎改修その他工事】
会社名：

1. 営業停止

長野県内において受けた営業停止措置のうち、令和7年3月8日以降に期間が終了したもの全て記載すること。

措置を行った機関	営業停止の期間
(記載例) 国土交通省関東地方整備局	(記載例) 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 (ヶ月)

2. 指名停止

全国又は関東・甲信越地区において受けた文部科学省による指名停止措置のうち、令和7年3月8日以降に期間が終了したもの全て記載すること。

指名停止の期間
(記載例) 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 (ヶ月)

注 営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

該当がない場合は「該当なし」と記載すること。

法令遵守に対する全社的な対応状況

法令遵守に対する全社的な体制や規定の整備	有	・	無
----------------------	---	---	---

注 有・無のいずれかに○をつけること。有に○をつけた場合は、組織・体制や対応状況がわかる資料（社内コンプライアンスマニュアル、企業倫理綱領の抜粋等）を添付すること。（一般的な就業規則、文書管理手順書、車両管理運用規程等の資料は該当しない。）

地理的条件（緊急時の施工体制）
【信州大学（松本）理学部生物学科校舎改修その他工事】

中信地方に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分 (該当に○印)
			<ul style="list-style-type: none"> ・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			<ul style="list-style-type: none"> ・本店 ・支店 ・営業所 ・その他

(記載例)

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店等の区分 (該当に○印)
株式会社〇〇建設 △△支店	000-0000	〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇一〇	<ul style="list-style-type: none"> ・本店 ○支店 ・営業所 ・その他

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

認定の有無について、該当するものに○印を記入すること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業（※労働時間等の働き方に係る基準を満たす者に限る）・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る） ※外国法人については、内閣府によるワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認を受けていること。）	有　・　無
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業、くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	有　・　無
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	有　・　無

注1 認定を受けていることを証明する資料を添付すること。

注2 上記認定が取消となった場合には速やかに本学へ届け出ること。